

一関地区広域行政組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定に基づき、条例で定めるところとされている一関地区広域行政組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年一関市条例第51号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の東磐環境組合の財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例（昭和47年東磐環境組合条例第5号）又は一関地方衛生組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和52年一関地方衛生組合条例第6号）の規定によりなされた財産の貸付けに関する契約のうち、この条例の施行の際引き続き継続しているものは、それぞれこの条例によりなされた財産の貸付けに関する契約とみなす。